

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 電子調達システムの利用

本業務は、「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 件 名 | 春光町2区1条住宅 (411 棟ほか2 棟) ほか2 住宅外壁改修その他設計業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 旭川市ほか |
| (3) 業 務 概 要 | 別紙のとおり |
| (4) 業 務 期 間 | 契約締結日の翌日から平成30年2月23日まで |

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度財務省北海道地区競争参加資格において、業種区分が「建築士事務所」のA・B・C等級に格付けされている者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であって、手続き開始の決定後、上記(3)の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。)でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記8の入札説明書等の交付を受けた者であること。

4. 入札心得書、契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 北海道財務局 掲示板
旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎西館5階 旭川財務事務所 掲示板

5. 証明書等の提出期限

持参の場合 平成29年9月26日(火)12時00分
簡易書留郵便の場合 平成29年9月25日(月)17時15分

6. 入札書の提出期限

平成29年9月28日(木)17時15分

7. 開札の場所及び日時

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階 北海道財務局 第二会議室
平成29年9月29日(金)9時30分

8. 入札説明書等の交付場所及び期間

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 北海道財務局 管財部 第1統括国有財産管理官
旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎西館5階 旭川財務事務所 管財課
公告の日から平成29年9月25日(月)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。

9. 入札保証金 免除

10. 契約保証金 納付(請負金額の10分の1以上の額)

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11. 入札の無効

- (1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。
- (2) システムによる入札の場合においては、「電子調達システム利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。

12. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

13. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

15. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

16. その他

- (1) 「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。
- (2) 本業務に競争参加するため新規に参加資格を得ようとする者は、平成29年9月15日(金)17時15分までに「一般競争参加資格審査申請書」を提出すること。なお、申請書の提出は持参によること。

以上公告する。

平成29年9月4日

支出負担行為担当官

北海道財務局総務部長

小柳津 博



別 紙

春光町2区1条住宅（411棟ほか2棟）ほか2住宅外壁改修その他設計業務

業 務 内 容

建物場所 旭川市ほか

建物概要	A	春光町2区1条住宅411棟	RC造4階建	延面積	1,316㎡	1棟16戸
		春光町2区1条住宅506棟	RC造5階建	延面積	2,499㎡	1棟30戸
		春光町2区1条住宅507棟	RC造5階建	延面積	1,666㎡	1棟20戸
	B	稚内末広住宅502棟	RC造5階建	延面積	1,666㎡	1棟20戸
		稚内末広住宅503棟	RC造5階建	延面積	2,499㎡	1棟30戸
		稚内末広住宅504棟	RC造5階建	延面積	2,000㎡	1棟30戸
	C	稚内大黒住宅501棟	RC造5階建	延面積	2,230㎡	1棟35戸

建物用途 宿舍等 平成21年国土交通省告示第15号別添二第六号第1類

設計内容（改修内容）

- 各棟共通
- 1) 屋根防水改修（春光町2区1条住宅411棟、506棟を除く）
 - ・アphalt露出防水を改修する。
 - 2) 屋根板金改修（春光町2区1条住宅411棟、506棟）
 - ・屋根鉄板の張替及び玄関庇屋根の鉄板（下地共）の張替を行う。
 - ・屋根付属物の塗替えを行う。
 - 3) 外壁の結露防止改修を行う。
 - ・外壁の結露防止改修を行う。（基礎含む）
 - 4) ベランダ防水及び軒天の改修を行う。
 - ・床ウレタン防水を新設する。
 - ・軒天井下地補修のうえ、塗装を塗替える。
 - 5) 建具の改修を行う。
 - ・内部建具を樹脂製建具に取替を行う。（春光町2区1条住宅411棟を除く）
 - ・網戸を新設する。
 - 6) 内部ユニットの取替を行う。
 - ・流し台、コンロ台、吊戸棚、水切り棚の取替
 - ・洗面台、洗濯機パンの取替
 - 7) 外部付属物の取替を行う。
 - ・外部フード、床下換気口、避難タラップ、物干し金物等の取替
 - 8) 電気設備の取替を行う。
 - ・階段室、玄関の照明の取替
 - ・通路部分の外灯の取替
 - ・アンテナ（VHF）の撤去
 - 9) ポンプ室（春光町2区1条 411・506・507棟、稚内末広503・504棟）
 - ・外壁及び屋根の改修を行う。
- 各棟個別
- 1) 既存浴室のユニットバス化（春光町2区1条住宅411棟）
 - ・既存浴室のユニットバス化及び給湯機新設
 - 2) LPG保管庫（稚内末広住宅502棟、稚内大黒住宅501棟）
 - ・外壁及び屋根の改修を行う。
- その他
- 1) 上記に付随する建物の部分及び上記以外の建築設備等について、必要な改修設計を行う。
 - 2) 現地調査により、建物の安全性、耐久性を確保するため、必要に応じ改修設計を行う。
- 実施設計
- 1) 建築意匠改修設計図
 - 2) 電気設備改修設計図
 - 3) 機械設備改修設計図
 - 4) 現地調査報告書
 - 5) 工事費概算書
 - 6) 各種技術資料
- 積算業務
- 1) 数量積算
 - 2) 内訳明細書（積算数量算出書）
 - 3) 見積り徴収・見積り検討資料の作成
 - 4) 単価作成資料の作成